

東京大学大学院工学系研究科附属水環境工学研究センター規則

(平成31年 4月 4日 制定)
(令和 6年 2月15日 一部改正)
(令和 6年 7月11日 一部改正)

(設置)

第1条 東京大学大学院工学系研究科（以下「工学系研究科」という。）に水環境工学研究センター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

第2条 センターは、工学系研究科附属教育研究施設として、水環境工学に関する教育研究を行うことを目的とする。

(センター長及び副センター長)

第3条 センターに、センター長及び副センター長を置く。

2 センター長は、工学系研究科の専任教授のうちから研究科長が推薦し、工学系研究科教授会の議を経て、決定する。

3 センター長は、センターを代表し、その管理及び運営を総括する。

4 センター長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 副センター長は、工学系研究科の専任教授のうちからセンター長が指名し、センター長に事故があるときはその職務を代理する。

(運営委員会)

第4条 センターに運営委員会を置く。

2 運営委員会は、センターの運営に関する重要事項を審議する。

3 運営委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。

4 委員長は、センター長をもって充てる。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 副研究科長 1名

(2) センター専任の教授又は准教授 若干名

(3) 工学系研究科の関連専攻の教授又は准教授 若干名

(4) 学内の専任の教授及び准教授から若干名

(5) その他センター長が必要と認めた本学教職員 若干名

6 委員は、工学系研究科長が委嘱する。

7 第5項第3号から第5号までの委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(連携分室)

第4条の2 センターに、学外の教育・研究機関との連携を推進するため、連携分室を置くことができる。

(事務)

第5条 センターの事務の処理については、別に定める。

(設置期限)

第6条 センターは、令和11年3月31日まで置かれるものとする。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、センターの管理運営その他の必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年8月1日から施行する。

了 解 事 項

- 1 センター長の選出は、規則第4条の運営委員会が候補者を工学系研究科長へ推薦し、規則第3条第2項により選出する。
- 2 この規則第4条第5項第3号に規定する「工学系研究科の関連専攻」とは、都市工学専攻とする。
- 3 センター教員は、都市工学専攻と一体的に学内の管理運営に関与するものとする。